

## 寄附行為変更の条項及び事由

この法人は、学校法人を分離し、福岡県北九州市にある明治学園高等学校、明治学園中学校及び明治学園小学校を新設する学校法人に設置者変更することとした。

これに伴い、令和3年6月25日付、文部科学省高等教育局私学部私学行政課長通知「理事会及び評議員会の運営及び議事録の取扱い並びに学校法人寄附行為作成例の改正について」にある私立学校法の趣旨を踏まえ、現行の寄附行為を次のとおり変更する。

1. 第2条第2項に明記していた従たる事務所のうち当該3校に係る所在地を削除する。  
(事由)法人分離に伴い、本法人の所管から新設を予定している学校法人の所管とするため。
2. 第4条第1項第7号から第9号に規定する明治学園高等学校、明治学園中学校及び明治学園小学校を削除する。  
(事由)法人分離に伴い、3校は新設を予定している学校法人の設置学校に変更するため。
3. 第5条第1項第1号中、理事の総数を7名から6～7名へと変更する。  
(事由)第6条第1項第1号の変更に併せて理事総数を変更するため。
4. 第6条第1項第1号中、理事の選任区分から当該3校に関して明記していた学園長を削除し、同時に同号の理事人数を3名から2～3名へと変更する。  
(事由)法人分離に伴い、本法人の理事の選任区分である学校長等互選理事に掲げる役職者から当該3校についてのみ関係する役職者を除外するため。
5. 第6条第1項第2号中、宗教法人コングレガシオン・ド・ノートルダム修道会からの理事選任区分を、修道会代表役員から修道会員へと変更する。  
(事由)法人分離に伴い、新設法人と現行法人の理事を常時兼任する状態となることを避けるため。
6. 第20条第2項中、評議員の総数を15名から13～15名へと変更する。  
(事由)第24条第1項の変更に併せて評議員総数を変更するため。
7. 第24条第1項第1号中、評議員の選任区分から当該3校に関して明記していた学園長を削除し、同時に同号の評議員人数を2名から1～2名へ変更すると共

に、同条第1項第5号の評議員人数を3名から2～3名に変更する。  
(事由)法人分離に伴い、本法人の評議員の選任区分である学校長等互選評議員に掲げる役職者から当該3校についてのみ関係する役職者を除外するため。

8. 第24条第2項中、評議員選任の前提となる役職・身分を退任・退職した場合における評議員職の自動的失職について、明記していた学園長を削除する。  
(事由)前項の評議員選任区分から学園長を削除した関係から、前提となる職の退任、退職に伴う評議員職の退任についても同役職者を除外するため。

9. 附則として次の附則を加える。

附 則

令和5年3月27日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和5年4月1日から施行する。

(事由) 施行日を明確にするため。

寄附行為の一部変更に係る新旧対照表

学校法人コングレガシオン・ド・ノートルダム

新 旧 の 比 較 対 照 表

新	旧
<p>(事務所)</p> <p>第2条 この法人は、主たる事務所を福島県福島市花園町3番6号に置く。</p> <p>2 この法人は、従たる事務所を<u>東京都調布市下石原3丁目55番地に置く。</u></p> <p>(設置する学校)</p> <p>第4条 この法人は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。</p> <p>(1) 桜の聖母短期大学 生活科学科、キャリア教養学科</p> <p>(2) 桜の聖母学院高等学校 全日制課程普通科</p> <p>(3) 桜の聖母学院中学校</p> <p>(4) 桜の聖母学院小学校</p> <p>(5) 桜の聖母学院幼稚園</p> <p>(6) マルガリタ幼稚園</p> <p>(役員)</p> <p>第5条 この法人には、次の役員を置く。</p> <p>(1) 理事 <u>6～7名</u></p> <p>(2) 監事 2名</p> <p>2 理事のうち1名を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。理事長の職を解任するときも、同様とする。</p> <p>(理事の選任)</p> <p>第6条 理事は、次の各号に掲げる者とする。</p>	<p>(事務所)</p> <p>第2条 この法人は、主たる事務所を福島県福島市花園町3番6号に置く。</p> <p>2 この法人は、従たる事務所を<u>下記に置く。</u></p> <p><u>(1) 東京都調布市下石原3丁目55番地</u></p> <p><u>(2) 福岡県北九州市戸畑区仙水町5番1号</u></p> <p>(設置する学校)</p> <p>第4条 この法人は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。</p> <p>(1) 桜の聖母短期大学 生活科学科、キャリア教養学科</p> <p>(2) 桜の聖母学院高等学校 全日制課程普通科、英語科</p> <p>(3) 桜の聖母学院中学校</p> <p>(4) 桜の聖母学院小学校</p> <p>(5) 桜の聖母学院幼稚園</p> <p>(6) マルガリタ幼稚園</p> <p><u>(7) 明治学園高等学校 全日制課程普通科</u></p> <p><u>(8) 明治学園中学校</u></p> <p><u>(9) 明治学園小学校</u></p> <p>(役員)</p> <p>第5条 この法人には、次の役員を置く。</p> <p>(1) 理事 <u>7名</u></p> <p>(2) 監事 2名</p> <p>2 理事のうち1名を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。理事長の職を解任するときも、同様とする。</p> <p>(理事の選任)</p> <p>第6条 理事は、次の各号に掲げる者とする。</p>

- (1) この法人の設置する短期大学、高等学校、中学校、小学校及び幼稚園の学院長、学長、校長及び園長のうちから互選された者 2～3名
- (2) 宗教法人カトリック・コングレガシオン・ド・ノートルダム修道会員1名
- (3) 評議員のうちから評議員会において選任された者 1名
- (4) この法人に功労のあった者又は学識経験者のうちから理事会において選任された者 2名

2 前項第1号、第2号及び第3号に規定する理事は、各号に該当する職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

(評議員会)

第20条 この法人に評議員会を置く。

- 2 評議員会は、13～15名の評議員をもって組織する。
- 3 評議員会は、理事長が招集する。
- 4 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して、評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。
- 5 評議員会を招集するには、各評議員に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。
- 7 評議員会に議長を置き、議長は理事長をもって充てる。
- 8 理事長が第4項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した評議員全員が

- (1) この法人の設置する短期大学、高等学校、中学校、小学校及び幼稚園の学院長、学園長、学長、校長及び園長のうちから互選された者 3名
- (2) 宗教法人カトリック・コングレガシオン・ド・ノートルダム修道会代表役員1名
- (3) 評議員のうちから評議員会において選任された者 1名
- (4) この法人に功労のあった者又は学識経験者のうちから理事会において選任された者 2名

2 前項第1号、第2号及び第3号に規定する理事は、各号に該当する職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

(評議員会)

第20条 この法人に評議員会を置く。

- 2 評議員会は、15名の評議員をもって組織する。
- 3 評議員会は、理事長が招集する。
- 4 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して、評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。
- 5 評議員会を招集するには、各評議員に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。
- 7 評議員会に議長を置き、議長は理事長をもって充てる。
- 8 理事長が第4項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した評議員全員が

連名で評議員会を招集することができる。

- 9 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、会議を開き議決することができない。ただし、第13項の規定による除外のため過半数に達しないときは、この限りでない。
- 10 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 11 評議員会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 12 議長は、評議員として議決に加わることができない。
- 13 評議員会の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

(評議員の選任)

第24条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) この法人の設置する短期大学、高等学校、中学校、小学校及び幼稚園の、学院長、学長、校長及び園長のうちから互選された者（理事に互選された者を除く。） 1～2名
- (2) この法人の職員のうちから、理事会において選任された者 4名
- (3) この法人の設置する学校を卒業した者で、年令25歳以上の者のうちから理事会において選任された者 3名
- (4) 学識経験者その他理事会において適当と認められた者。ただし、職員及びこの法人の設置する学校を卒業した者を除く。 3名
- (5) 理事の中から理事の互選によって選任された者 2～3名

連名で評議員会を招集することができる。

- 9 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、会議を開き議決することができない。ただし、第13項の規定による除外のため過半数に達しないときは、この限りでない。
- 10 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 11 評議員会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 12 議長は、評議員として議決に加わることができない。
- 13 評議員会の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

(評議員の選任)

第24条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) この法人の設置する短期大学、高等学校、中学校、小学校及び幼稚園の、学院長、学園長、学長、校長及び園長のうちから互選された者（理事に互選された者を除く。） 2名
- (2) この法人の職員のうちから、理事会において選任された者 4名
- (3) この法人の設置する学校を卒業した者で、年令25歳以上の者のうちから理事会において選任された者 3名
- (4) 学識経験者その他理事会において適当と認められた者。ただし、職員及びこの法人の設置する学校を卒業した者を除く。 3名
- (5) 理事の中から理事の互選によって選任された者 3名

2 前項第1号、第2号及び第5号に規定する評議員は、この法人の設置する学校の学院長、学長、校長、園長、職員及び理事の地位を退いたときは、評議員の職を失うものとする。

附 則

令和5年3月27日文科科学大臣認可のこの寄附行為は、令和5年4月1日から施行する。

2 前項第1号、第2号及び第5号に規定する評議員は、この法人の設置する学校の学院長、学園長、学長、校長、園長、職員及び理事の地位を退いたときは、評議員の職を失うものとする。